

国民年金だより

令和5年2月10日 発行
 発行 福生市
 編集 市民部保険年金課
 〒197-8501
 福生市本町5番地
 ☎ 042-551-1670 (直通)

国民年金制度について

～国民年金制度は、高齢になった時やいざという時に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです～



●国民年金の加入種別について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、外国籍の方を含めて国民年金に加入し、次の種別に分かります。

- ・第1号被保険者・・・自営業者、学生、フリーターなど、保険料を自分で直接納付している方。
- ・第2号被保険者・・・会社等に勤務し、厚生年金保険に加入している方（原則65歳未満）。
- ・第3号被保険者・・・厚生年金保険に加入している方（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方。

※第1号被保険者の配偶者や、厚生年金保険に加入している65歳以上の被保険者（老齢年金の受給権のある方）に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなれません。

●こんな時には届出を行いましょ

加入種別が変わった時は、届出を行う必要があります。市役所ではお手続きができないものもありますので、ご注意ください。お手続きには確認書類が必要な場合があります。事前に届出先にお問い合わせください。

第1号被保険者の方	届出先	加入種別
就職して、厚生年金保険に加入した時(※)	勤務先	1号 ⇒ 2号
配偶者が就職して、健康保険・共済組合等の被扶養者になった時(※)	配偶者の勤務先	1号 ⇒ 3号
自身の収入が減って、配偶者の健康保険・共済組合等の被扶養者になった時(※)	配偶者の勤務先	1号 ⇒ 3号
海外転出する方で、国民年金の任意加入を希望しない時	市役所	1号 ⇒ 喪失
海外転出する方で、国民年金の任意加入を希望する時	市役所	1号 ⇒ 任意

(※)国民健康保険に関する届出先は市役所になります。

第2号被保険者の方	届出先	加入種別
退職した時(60歳未満の方)	市役所	2号 ⇒ 1号
退職したが、日を空けずにすぐ再就職した時	勤務先	2号 ⇒ 2号
退職して、日を空けずに配偶者の健康保険・共済組合等の被扶養者になった時	配偶者の勤務先	2号 ⇒ 3号

第3号被保険者の方	届出先	加入種別
配偶者が退職、または配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった時	市役所	3号 ⇒ 1号
収入が増えたなど、配偶者の健康保険・共済組合等の被扶養者ではなくなった時	市役所	3号 ⇒ 1号
就職して、厚生年金保険に加入した時	勤務先	3号 ⇒ 2号
配偶者の勤務先が、日を空けずに変わった時	配偶者の勤務先	3号 ⇒ 3号

●年金を請求するとき

年金はご本人の請求がないと支給されないため、必ず請求手続きをしましょう。加入していた年金制度により届出先が異なります。なお、老齢年金については支給開始年齢に到達する約3か月前に、日本年金機構より年金請求書が送付されます。

加入制度	届出先
国民年金のみで、全期間が第1号被保険者だった方	市役所
上記以外の方	年金事務所

国民年金 Q&A

Q 保険料を納めるのが経済的に厳しいです。どうすればよいのでしょうか？

A 学生以外の方で経済的に保険料が納められない方は、「免除制度」「納付猶予制度」の申請ができる場合があります。本人・配偶者・世帯主（※）それぞれの前年所得が一定額以下であれば、保険料の全部または一部が免除、あるいは保険料の納付が猶予されます。なお、免除・納付猶予が承認された期間分については、保険料を全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が減額されます。

（※）納付猶予制度では世帯主の所得は審査しません。

Q 将来受け取る老齢年金の金額を増やす方法がありますか？

A 定額の国民年金保険料とあわせて付加保険料（月額400円）を納付することで、付加年金が年額で「200円×納付月数」加算されます。

例えば付加保険料を20年（240月）納付すると96,000円支払うこととなりますが、受給額は年額48,000円となります。つまり、2年間受け取ると元が取れることになり、たいへんお得です。

なお、第3号被保険者の方、国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付することができません。

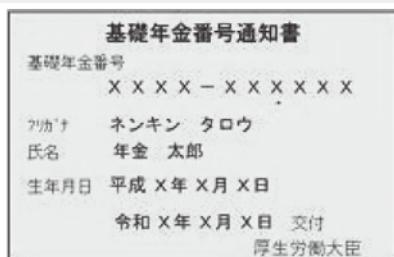
Q 20歳になると、日本年金機構から年金手帳が送られると聞いたことがありますが、昨年の7月に20歳になりましたが、年金手帳は送られてきませんでした。なぜですか？

A 昨年の4月より基礎年金番号を証明するものとして、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が日本年金機構から送られるようになりました。

なお、すでに年金手帳をお持ちの方には、基礎年金番号通知書は送られませんので、大切に保管してください。



従来の年金手帳



基礎年金番号通知書

Q 国民年金の保険料を1か月分納めると年金額にはどれくらい反映されるのですか？

A 令和4年度において満額の老齢基礎年金の年金額は、年額777,800円です。これを加入可能月数の480月で割った金額は、年額約1,620円となり、この金額が保険料を1か月分納めると年金額に反映されます。

Q 60歳になる前に会社を辞めたのですが、国民年金に加入し、保険料を払わなければならないのでしょうか？

A 国民年金には、60歳になるまで加入することになっていますので、保険料を納めることとなります。退職日のわかる書類（離職票など）と本人確認ができるものを持参の上、市役所保険年金課へ届け出てください。なお、国民年金保険料の免除申請は通常、前年の所得により審査されますが、失業を理由とした特例の免除申請ができる場合がありますのでご相談ください。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がり、保険料の納付が困難となりました。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が保険料の免除等に該当する水準まで下がった場合には、臨時の特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料の免除申請が可能な場合がありますのでご相談ください。

Q 「学生納付特例」や「納付猶予」を申請しても年金額に反映されないなら、未納のままでも同じなのではありませんか？

A 保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金を受けられない場合があるだけでなく、いざという時の障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。また、「学生納付特例」「納付猶予」の承認を受けた期間は10年以内ならば「追納制度」で後から保険料を納めることにより、将来受け取る年金の額を増やすことができます。

Q 産前産後期間について既に別の免除が承認されているのですが、手続きが必要ですか？

A はい。産前産後期間の免除として改めて申請をしてください。将来受給する老齢基礎年金の増額にも繋がります。なお、産前産後期間が終了した際に、既に承認されている別の免除についての再申請は必要ありません。

お問い合わせ

◆福生市役所 保険年金課 保険年金係

☎ 042-551-1670(直通)

◆青梅年金事務所

☎ 0428-30-3410

◆ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

(050から始まる電話からは☎03-6700-1165)



国民年金相談

福生市役所では、年金相談員による「国民年金相談」を行っています。お気軽にご相談ください。
(来庁の際は、本人確認ができるものをお持ちください。)

◆相談日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

◆時間：午前9時～正午、午後1時～4時

◆場所：市役所1階5番、保険年金課窓口